

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会推奨マーク承認規程（内規）

（目 的）

第 1 条 本規程は葉酸と母子の健康を考える会の推奨マークを使用する場合の承認について定める。

（推奨マーク承認の趣旨）

第 2 条 妊娠・出産を契機として現代女性と子どもの健康に果たす「葉酸」の役割について広く情報を発信していく葉酸と母子の健康を考える会の趣旨に賛同するとともに、会員が生産・販売する製品にのみ、推奨マークの使用を認める。

（推奨マーク使用の種類と定義）

第 3 条 この規定に定める推奨マーク使用の種類は以下のとおりとする。

（1） 生 卵

会員における卵において、 $80 \mu\text{g}$ / 可食部 100g 以上の葉酸を含有していること。

（2） 加工食品

（1）に該当する推奨マーク添付卵を使用していること。
もしくは、推奨マークを添付することで、推奨マーク・会の認知度向上が期待できること。

（申請承認の判断基準）

第 4 条 申請承認に際しては下記の基準に合致しているかを総合的に判断し、会長が承認するものとする。

（1） 会員が生産または販売している商品であること。

（2） 第三者機関において葉酸含有量を測定していること。

（申請承認にあたっての留意事項）

第 5 条 推奨マークの使用を承認するにあたっては、葉酸と母子の健康を考える会の信用を失墜させることのないよう十分配慮するものとする。

（申 請）

第 6 条 推奨マークを使用するものは、商品発売または販売発表の少なくとも1ヶ月前までに、代表理事宛推奨マーク使用申請書を事務局に提出しなければならない。尚、申請書には次の書類を添付するものとする。

（1） 商品の種類、形態、販売方法、パッケージ等へのマークの添付方法

(2) 第三者機関における葉酸含有量を示す書類

(承認手続)

第7条 申請を受け内容が妥当と判断された場合は役員会決裁を得た後、申請者に文書で通知するものとする。

(監督・指導)

第8条 承認後においても、常にこの要領の主旨に反することのないよう監督・指導するものとする。

(推奨マーク使用の欠落事項)

第9条 商品に推奨マーク使用の欠落事項が生じたときは、速やかに会長宛てに書面にて届け出るものとする。会長は、推奨マーク使用の欠落事項が発生またはその恐れがあると認めた場合は、推奨マーク使用を取り消すことができる。

(販売終了後の報告)

第10条 商品の販売が終了した場合は、会長へ速やかに実施報告書を提出しなければならない。尚、販売前に中止又は計画内容に重要な変更が発生した場合には、その旨報告書を提出しなければならない。

附 則

この規程は平成20年11月1日より施行する。

附 則

この規程は平成21年5月27日一部を改正し施行する。

附 則

この規程は平成23年5月17日一部を改正し施行する。